

歯科健診の受診のご案内

本組合では、歯周病の早期発見・早期治療を図ることを目的に歯科健診を実施しています。
本健診は、受診者負担無料(全額共済組合助成)です。是非この機会にご受診ください。

1 対象者

- ・共済事務担当課より歯科口腔健診票を配布された方。
(詳しくは共済事務担当課へお問い合わせください。)

2 実施期間

本組合ホームページ「最新のお知らせ」に、対象医療機関及び受診予約開始について掲載後から令和 6 年 12 月 31 日まで

※歯科健診は、この期間内に1回限り有効です。

3 健診内容

問診、口腔内の診査、判定、説明、事後指導

4 歯科健診に係る費用

受診者負担無料(全額共済組合負担)

※ただし、健診後に治療等が行われた場合、その費用は全額受診者の自己負担となります。

5 受診できる歯科医療機関

指定歯科医療機関一覧は、本組合ホームページ「最新のお知らせに」掲載いたしますのでご確認ください。

《受診方法》

① 歯科健診の申込み（電話予約等）

希望する歯科医療機関に対し、事前に電話予約等をしてください。

※奈良県市町村職共済組合の歯科健診であることを必ず伝えてください。

② 健診票への記入

受診前に「健診票（3枚複写）」に必要事項（氏名等）を各自で記入してください。

また、健診票左側の問診項目の全てに回答ください。

③ 受診当日

「健診票」と「組合員証（健康保険証）」を必ず持参してください。

※「健診票」と「組合員証（健康保険証）」を併せて提示することができない場合は、本組合の助成による健診を受診することはできません。

④ 受診後

健診終了後、健診結果に基づき説明・事後指導があります。

健診票のうち「ご本人控え」が返却されますのでお受け取り下さい。

⑤ 受診後のケア

健診の結果、治療を要すると判断された場合は治療が行われます。

※治療が行われる場合の費用は、受診者の自己負担となります。

《歯科健診で取り扱う個人情報の利用目的及び健診結果について》

「健診票」に記入いただきます個人情報及び健診の結果データにつきましては、本組合が実施する保健事業へ活用させていただきますとともに、所属所へも報告する場合がありますのでご了承ください。その他の目的に使用することは一切ありません。

本書面において特に問題がなければ本組合が使用することに同意されたものとみなします。